

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
介護保険法(平成9年法律第123号)第67条第3項	保険給付一時差止に係る保険給付額からの滞納保険料額の控除	介護保険課

介護保険法(平成9年法律第123号)第67条第3項に基づき、一時差止に係る保険給付の額から要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除することができるものとする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。